

当団体の農作物に関する不適正な表示についてのご報告

特定非営利活動法人えがおつなげて（以下、えがおつなげて）では、平成 22 年より、生産した農作物について「栽培期間中農薬・化学肥料不使用」と表示をしておりました。しかし、下記の点において、表示が不適正となる事実が判明いたしました。

1. 米の栽培中において化学肥料が含まれた苗土を使用

■内容：種もみをまき、田植えできる大きさまで苗を育てるために仮植する苗土に、化学肥料が含まれた資材を使用。

■含有化学肥料：チッソ 0.48 g/l、リン 0.55 g/l、カリ 0.41 g/l

■対象品種：うるち米（ひとめぼれ）、酒米（ひとごち）、モチ米（ヒメノモチ）

■資材の使用年度 平成 22 年～27 年

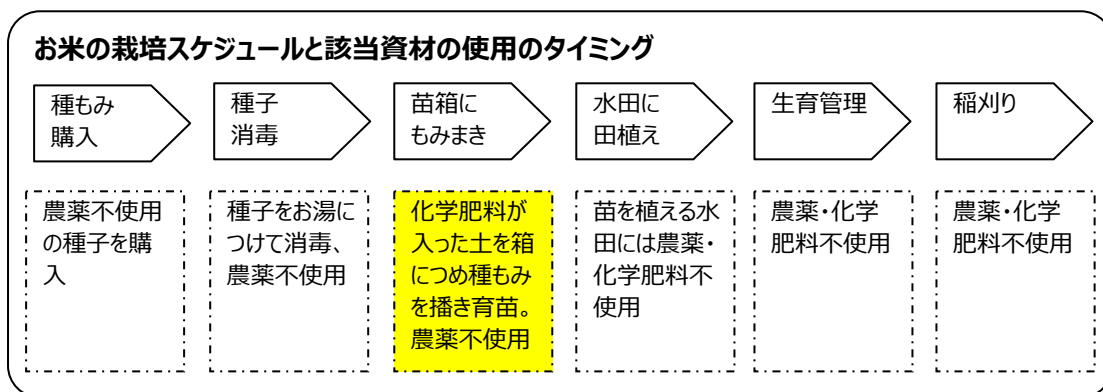
■資材使用により誤りとなる表示：「栽培期間中化学肥料不使用」

■表示の修正内容

「農薬：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：当地比 9 割減」

※「特別栽培農作物に係る表示ガイドライン」に基づく表示

※ここでの当地比〇割減とは、「山梨県農作物慣行基準一覧」に示された化学肥料施肥量と比較しての削減割合となります。



2. 野菜類の栽培中において、化学肥料が含まれた苗土を使用

■内容：野菜類の苗を発芽させる目的で植えるセルトレーの苗土に、化学肥料が含まれた資材を使用。

■含有化学肥料：リン酸アルミニウム、塩化ナトリウム他（資材に占める約 1%）

■対象品種：トマト、ナス、ズッキーニ、キュウリ、インゲン、カボチャ、ピーマン、甘長、パプリカ

■資材の使用年度 平成 27 年

■資材使用により誤りとなる表示：「栽培期間中化学肥料不使用」

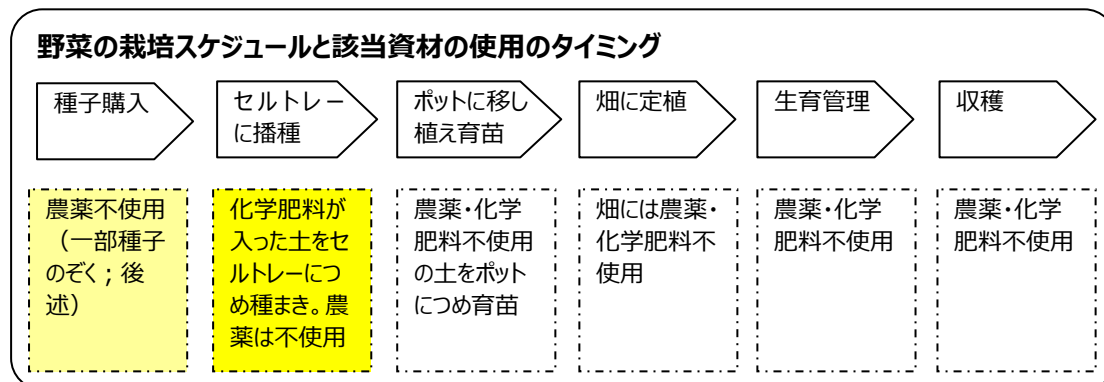
■表示の修正内容

- 1) トマト 「農薬：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：当地比 9 割減」
- 2) ナス 「農薬：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：当地比 9 割減」
- 3) ブッキーニ(一部) 「農薬：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：当地比 9 割減」
- 4) キュウリ(一部) 「農薬：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：当地比 9 割減」
- 5) インゲン(一部) 「節減対象農薬：当地比 8 割減 化学肥料（窒素成分）：当地比 9 割減」 ※農薬については、次項にて説明
- 6) カボチャ(一部) 「節減対象農薬：当地比 9 割減 化学肥料（窒素成分）：当地比 9 割減」 ※農薬については、次項にて説明
- 7) ピーマン 「農薬：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：当地比 9 割減」
- 8) 甘長 「農薬：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：当地比 9 割減」
- 9) パプリカ 「農薬：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：当地比 9 割減」

※「特別栽培農作物に係る表示ガイドライン」に基づく表示

※ここでの当地比〇割減とは、「山梨県農作物慣行基準一覧」に示された化学肥料施肥量、化学農薬散布回数と比較しての削減割合となります

※ブッキーニ、キュウリ、インゲン、カボチャについては、15%の種子はセルトレーで育苗してから畑に定植をし、残りの 85%の種子は畑に直播をしています



3. 農薬処理された野菜種子の使用

■内容：農薬処理された野菜種子を使用

■対象品種：スイートコーン、ヒマワリ、インゲン、カボチャ、オクラ、キュウリ、大根、人参、ハウレンソウ

■対象年度：スイートコーン：平成 22～27 年、ヒマワリ：平成 23、27 年、インゲン：平成 24～27 年、カボチャ：平成 24～27 年、オクラ：平成 25～27 年、キュウリ：平成 26 年、大根：平成 24～25 年、人参：平成 24～25 年、ハウレンソウ：平成 24～25 年

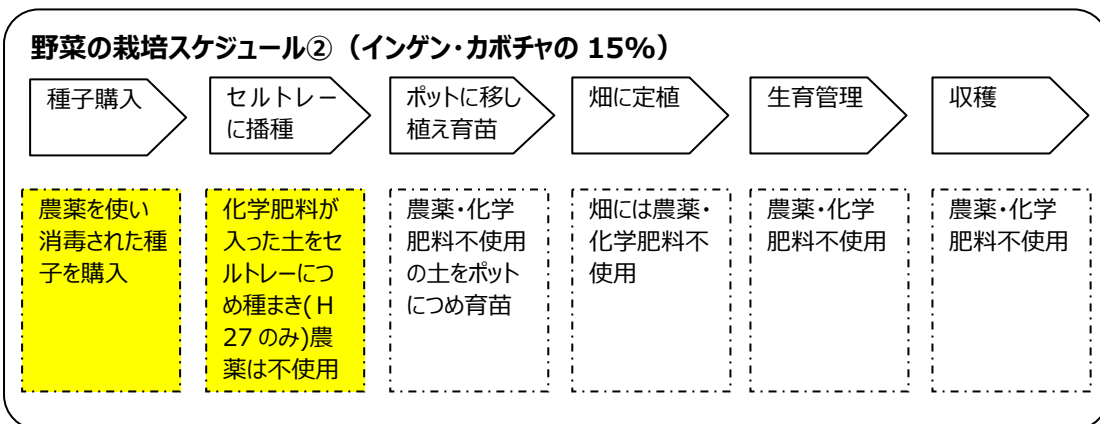
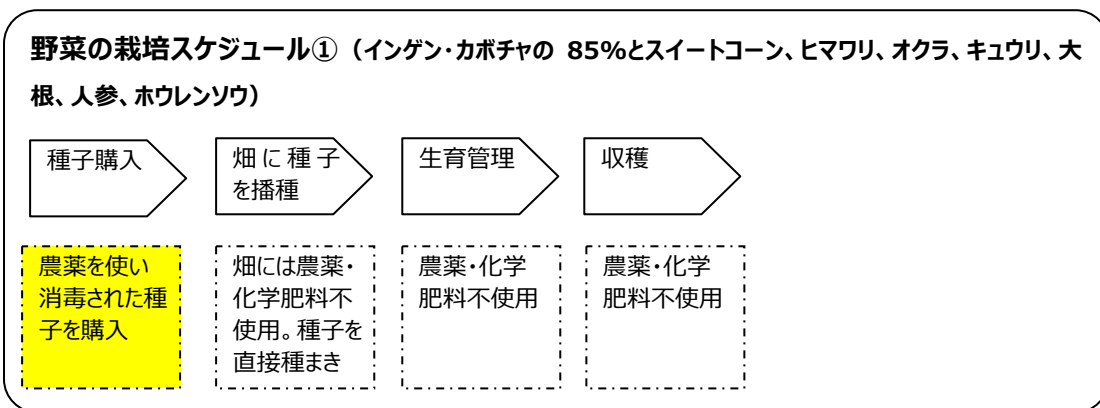
■誤りとなる表示：「栽培期間中農薬不使用」

■表示の修正内容

- 1) スイートコーン 当該品種においては農薬処理をしていない種子が入手困難なため、例外的に「節減対象農薬：栽培期間中不使用」と表示可能
- 2) ヒマワリ 当該品種においては農薬処理をしていない種子が入手困難なため、例外的に「節減対象農薬：栽培期間中不使用」と表示可能
- 3) インゲン 「節減対象農薬：当地比 8 割減 化学肥料（窒素成分）：当地比 9 割減」
- 4) カボチャ 「節減対象農薬：当地比 9 割減 化学肥料（窒素成分）：当地比 9 割減」
- 5) オクラ 「節減対象農薬：当地比 9 割減 化学肥料：栽培期間中不使用」
- 6) キュウリ 「節減対象農薬：当地比 9 割減 化学肥料：栽培期間中不使用」
- 7) 大根 「節減対象農薬：当地比 5 割減 化学肥料：栽培期間中不使用」
- 8) 人参 「節減対象農薬：当地比 8 割減 化学肥料：栽培期間中不使用」
- 9) ホウレンソウ 「節減対象農薬：当地比 8 割減 化学肥料：栽培期間中不使用」

※「特別栽培農作物に係る表示ガイドライン」に基づく表示

※ここでの当地比〇割減とは、「山梨県農作物慣行基準一覧」に示された化学肥料施肥量、化学農薬散布回数と比較しての削減割合となります



※インゲンとカボチャについては、15%の種子はセルトレーで育苗してから畑に定植をし、残りの 85%の種子は畑に直播をしています

【今回使用した種子、苗土の安全性について】

日本国内で使用される農薬全般については、その安全性の確保を図るため、「農薬取締法」に基づき、製造、輸入から販売そして仕様に至る全ての過程で厳しく規制されています。農薬の安全性は、農薬取締法の登録制度によって審査されており、登録を受ける際には、急性経口毒性試験や、アレルギーに相当するような皮膚感作性試験等の様々な試験の結果から、安全が確保できるような基準が設定され、この基準を超えないよう使用方法が定められています。今回、使用した農薬処理をされた種子は、メーカーへの問い合わせで使用量、安全性が守られていることを確認しております。また、今回の農薬処理をした種子を使用した場合においても、「特別栽培農作物に係る表示ガイドライン」に基づく表示方法で示す場合には、慣行レベルにおける農薬使用量に対し、5～9 割減の使用と表示されます。

化学肥料についても同様に、「肥料取締法」において肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査が行われており、今回使用した苗土についても、メーカーへの問い合わせで使用量、安全性が守られていることを確認しております。また、今回の化学肥料が配合された苗土を使用した場合においても、「特別栽培農作物に係る表示ガイドライン」に基づく表示方法で示す場合には、慣行レベルにおける化学肥料使用量に対し、9 割減の使用と表示されます。

また、種子についても、農薬処理をしていない種子が入手困難な品種は、「特別栽培農作物に係る表示ガイドライン」においても「節減対象農薬：栽培期間中不使用」と表示できる例外的な措置がとられています。えがおつなげてで使用している種子の中で、スイートコーンとヒマワリがこの例外品種に該当します。この 2 品種についても、メーカーへの問い合わせで使用量、安全性が守られていることを確認しております。